

## IOSCO による最終報告書「集団投資スキームの解約停止に係る原則」の 公表について

証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会は、「集団投資スキームの解約停止に係る原則」と題する最終報告書（以下、「本報告書」）を公表した。本報告書には、オープン・エンド型の集団投資スキーム（Collective Investment Scheme、以下、「CIS」）の解約停止に係る原則が含まれている。

当該原則は、規制当局及び業界の双方が、解約停止に関する規制や業界の慣行の質を評価することが可能となるような、一般的なアプローチの水準を示すとともに、その基準を与えるものである。

### CIS の解約停止のための原則

当該原則は、解約停止を可能な限り避けるべく、継続的に CIS の流動性を管理するという、CIS の責任主体が有する基本的な義務に立脚しており、一般的に、継続的に解約に応じる、全種類のオープン・エンド型 CIS を対象としている。また、販売先が機関投資家であるか個人投資家であるかにかかわらず適用されるものである。当該原則は、CIS の全ての業務、とりわけ各地域における法規制の枠組みの遵守に係る責任、すなわち、当該原則の実施に係る責任を有する主体に向けられたものである。業務の委任は、当該原則を潜脱するために用いてはならず、業務が直接的又は第三者を通じて行われるいずれの場合においても、当該原則は遵守されるべきである。

### 流動性リスク管理

1. 責任主体は、一般的に、解約義務及びその他の義務を履行できるよう、運用するオープン・エンド型 CIS の流動性を確保すべきである。
2. いかなる投資にあっても、その投資前や投資の間、責任主体は、商品や資産の流動性や、オープン・エンド型 CIS の総体的な流動性プロファイルとの整合性を考慮すべきである。この目的のため、責任主体は、流動性管理に係る適切な方針及び手続きを策定・適用・維持すべきである。

### 投資家への事前の情報提供

3. 責任主体は、投資家がCISへの投資を行うに先立ち、例外的な状況においては解約停止を行うことができる旨を、投資家に対し明確に開示すべきである。

### 解約停止の基準・理由

4. 責任主体による解約停止は、次の2つの場合においてのみ正当化される。
  - a) 法により許可された場合、及び例外的状況にある場合。ただし、当該解約停止がCIS持分の所有者に最善の利益をもたらす場合に限る。
  - b) 当該解約停止が、法規制又は規制当局により要請された場合。

### 解約停止の決定

5. 責任主体は、整然かつ効率的に解約停止を行うことのできる業務上の能力を有するべきである。
6. 責任主体によりなされた解約停止に係る決定、特に当該解約停止の理由や事後の対応策は、適切に、
  - a) 文書化されるべきである。
  - b) 所管当局や他の関係者に伝達されるべきである。
  - c) 持分の所有者に伝達されるべきである。

### 解約停止期間中

7. 責任主体は、解約停止中に、新たな払込みを受け入れてはならない。
8. 責任主体は、解約停止を定期的に見直されなければならない。また、持分の所有者にとっての最善の利益を考慮しつつ、可能な限り迅速に通常の業務を再開できるよう、必要な全ての方策をとるべきである。
9. 責任主体は、解約の停止中、所管当局や持分の所有者に対して継続的に情報提供すべきである。通常の業務を再開する決定も、同様に、現実的に可能な限り迅速に伝達されるべきである。

しかしながら、公募ではなく承認・登録下でないものの、その国において適用ある法規制の下で、特定のルールに従う特定の非リテール向けのCISに対しては、必ずしも全ての原則が、適当であり又は適用されるべきであるとは言えない。

当該原則の実施は、地域特有の状況や環境により、各法域ごとに多様性を有しうる。

(以上)